

条例第 41 号

宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 12 月 23 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

(宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第1条 宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成17年条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の額) 第3条 (略) 2 特別職の職員の期末手当の額は、前項に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分</u> の <u>170</u> の割合を乗じて得た額とする。	(給与の額) 第3条 (略) 2 特別職の職員の期末手当の額は、前項に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分</u> の <u>175</u> の割合を乗じて得た額とする。

第2条 宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与の額) 第3条 (略) 2 特別職の職員の期末手当の額は、前項に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分</u> の <u>175</u> の割合を乗じて得た額とする。	(給与の額) 第3条 (略) 2 特別職の職員の期末手当の額は、前項に規定する給料月額及びその給料月額に100分の15の割合を乗じて得た額の合計額に <u>100分</u> の <u>172.5</u> の割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宇和島市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。